

都留市土地開発公社宅地分譲要項

1 分譲地の概要

○サンタウン宝

- ・所在地 都留市大幡字兵海戸
都市計画区域外
- ・水道 都留市営簡易水道
- ・下水道 個別合併処理浄化槽（補助金制度有）
- ・ガス プロパンガス（個別方式）
- ・自治会 有り（サンタウン宝）
- ・区画数 42区画（全体区画数80区画）

○サンタウン井倉

- ・所在地 都留市井倉字中村
- ・用途地域 無指定区域
- ・建ぺい率 70%
- ・容積率 200%
- ・テレビ 都留市テレビ利用者組合へ加入可
- ・水道 都留市営上水道
- ・ガス プロパンガス（個別方式）
- ・自治会 有り（サンタウン井倉）
- ・下水道 個別合併処理浄化槽（補助金制度あり）
- ・区画数 2区画（全体区画数35区画）

2 分譲内容

○申込者の資格

- (1) 分譲地に自ら居住していただける方。
- (2) 譲渡代金の支払いが所定期日(契約締結の日から30日以内)までに可能な方。
- (3) 譲渡契約時の年齢が20歳以上の方。

○分譲の条件

- (1) 自らが居住するための専用住宅を建築し居住していただきます。
- (2) 住宅用地以外として活用する場合には土地開発公社との事前協議が必要になります。
- (3) 建築する住宅は、原則として2階建以下とします。

○申込方法等

- (1) 申込期間：随時受け付けております。
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝祭日は除く)
- (2) 申込場所：都留市上谷1-1-1(都留市役所2階)
都留市土地開発公社
TEL 0554-43-1111(内線229)
- (3) 申込書類の提出方法
・分譲宅地購入申込書に必要事項を記入の上、住民票謄本1通を添付し、都留市土地開発公社に持参又は郵送してください。

○分譲決定方法

申込順に書類を審査し決定します。

○譲渡契約の締結

- (1) 契約は、都留市土地開発公社が定めた契約書により行います。
- (2) 契約締結時に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・契約保証金(譲渡代金の10%相当額)
 - ・収入印紙(契約金額により1,000円から10,000円)
 - ・登記手続きに必要な登録免許税相当額

○譲渡代金の納入

- (1) 譲渡代金（譲渡代金から契約保証金を差し引いた額）は、契約の日から 30 日以内に当社の指定する金融機関に納入していただきます。
- (2) 譲渡代金の残金支払いが行われなかった場合、また購入者の責による契約解除の場合は、納入済みの契約保証金は返還せず、譲渡契約が無効となります。

○その他の費用

- (1) 所有権移転登記は、土地開発公社が行いますが、登記に関する費用（登録免許税）は、土地取得者の負担となります。
- (2) 土地の引き渡し以降、公租公課は、土地取得者の負担となります。

○所有権の移転及び土地の引き渡し

- (1) 譲渡代金の完納後、土地開発公社が所有権移転登記を行います。
- (2) 譲渡代金の完納後に土地引き渡しを行います。

※分譲条件に違反し、買戻し及び契約解除をした場合は、違約金として売買代金の 20%相当額をいただきます。